

議案第 2 号

沖縄県教育委員会一般職非常勤職員の職の設置に関する規程の一部を改正する訓令
について

以下の理由により、沖縄県教育委員会一般職非常勤職員の職の設置に関する規程の一部
を改正する訓令案を別紙のとおり提出する。

令和 2 年 3 月 12 日 提出

沖縄県教育委員会教育長 平敷 昭人

理 由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行により、特別職の任用が厳格化され、会計年度任用職員の任用等に関する規定が整備されたことに伴い、嘱託員等の一部の職を会計年度任用職員の職に移行することから、規定を整理する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

(別紙)

沖縄県教育委員会訓令第 号

沖縄県教育委員会一般職非常勤職員の職の設置に関する規程の一部を改正する訓令

沖縄県教育委員会一般職非常勤職員の職の設置に関する規程（平成28年沖縄県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

沖縄県教育委員会会計年度任用職員の職の設置に関する規程

第1条中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。以下同じ。）」に改める。

第2条を削る。

第3条中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、「職務内容は」の次に「、同表の」を加え、同条の表離島児童生徒支援センター生活指導員の項の次に次のように加える。

保健指導員	職員の健康相談、保健指導等に関する補助的又は定型的な業務
非常勤講師	児童生徒の教科指導及びその指導に関する補助的又は定型的な業務

第3条の表適応指導教室指導員の項の次に次のように加える。

特別支援学校看護師	沖縄県立特別支援学校の特定の児童等に対する医療的ケア（たんの吸引、経管栄養、導尿その他医療的な生活援助行為をいう。）の実施及びその実施に関する補助的又は定型的な業務
外国語指導助手	沖縄県立高等学校、沖縄県立特別支援学校及び沖縄県立中学校における語学指導等に関する補助的又は定型的な業務
スクールカウンセラー	公認心理師等による児童生徒のカウンセリング、教職員及び保護者に対する助言及び援助等に関する補助的又は定型的な業務
スクールカウンセラーに準ずる者	児童生徒のカウンセリング、教職員及び保護者に対する助言及び援助等に関する補助的又は定型的な業務

第3条の表スクールソーシャルワーカーの項中「問題」を「社会福祉士等による問題」に改め、同項の次に次のように加え、同条を第2条とする。

スクールソーシャルワーカーに準ずる者	問題を抱えた児童生徒の環境改善及び保護者、教職員等に対する支援、相談等に関する補助的又は定型的な業務
幼児教育アドバイザー	幼児教育に係る研修及び助言に関する補助的又は定型的な業務

附 則

(施行期日)

- この訓令は、令和2年4月1日から施行する。
(スクールカウンセラー等設置規程等の廃止)
- 次に掲げる訓令は、廃止する。
 - スクールカウンセラー等設置規程（平成20年沖縄県教育委員会訓令第6号）
 - 特別支援学校嘱託看護師設置規程（平成20年沖縄県教育委員会訓令第8号）
 - 保健指導員設置規程（平成22年沖縄県教育委員会訓令第2号）
 - 学校保健技師設置規程（平成25年沖縄県教育委員会訓令第5号）
 - 沖縄県立学校非常勤講師設置規程（平成26年沖縄県教育委員会訓令第2号）
 - 特別支援学校自立活動等アドバイザー設置規程（平成30年沖縄県教育委員会訓令第3号）

訓令案の概要の説明

部課名 教育庁総務課

1 件名

沖縄県教育委員会一般職非常勤職員の職の設置に関する規程の一部を改正する訓令

2 改正の経緯及び必要性

- (1) 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行により、特別職の任用が厳格化され、会計年度任用職員の任用等に関する規定が整備されたことに伴い、嘱託員等の一部の職を会計年度任用職員の職に移行することから、規定を整理する必要がある。
- (2) 児童生徒の福祉に関する支援に従事するスクールソーシャルワーカーの職について、社会福祉士、精神保健福祉士等の福祉に関する資格を有する者をスクールソーシャルワーカー、福祉や教育の分野において、専門的な知識・技術を有する者又は活動経験の実績等がある者をスクールソーシャルワーカーに準ずる者として職を整理する。
- (3) 幼児教育に係る研修及び助言に関する業務に従事する幼児教育アドバイザーの職を新設する。

3 改正案の概要

- (1) 嘱託員等の一部の職及び一般職非常勤職員の職を会計年度任用職員の職として整理する。（題名及び第1条から第3条まで関係）
- (2) この訓令は、令和2年4月1日から施行する。（附則）
- (3) スクールカウンセラー等設置規程等を廃止する。（附則）

4 根拠法令

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2

5 関係各課との調整状況

関係各課と調整済み

6 添付資料

新旧対照表

新旧対照表

改 正 案	現 行																
<p align="center">沖縄県教育委員会一般職非常勤職員の職の設置に関する規程</p>	<p align="center">沖縄県教育委員会一般職非常勤職員の職の設置に関する規程</p>																
<p>(趣旨)</p>	<p>(趣旨)</p>																
<p>第1条 この訓令は、教育委員会における<u>会計年度任用職員</u>（<u>地方公務員法</u>（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。以下同じ。）の職の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第1条 この訓令は、教育委員会における<u>一般職非常勤職員</u>の職の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>																
<p>(削る。)</p>	<p>(定義)</p>																
<p>第2条 <u>会計年度任用職員</u>の職として、次の表の左欄に掲げる職を設置し、その職務内容は、<u>同表</u>の右欄のとおりとする。</p>	<p>第2条 この訓令において、「<u>一般職非常勤職員</u>」とは、<u>地方公務員法</u>（昭和25年法律第261号）第17条第1項の規定により任用される非常勤職員で、補助的又は定型的な業務に従事させるために任用される者をいう。</p>																
<p>(設置)</p>	<p>(設置)</p>																
<p>第2条 <u>会計年度任用職員</u>の職として、次の表の左欄に掲げる職を設置し、その職務内容は、<u>同表</u>の右欄のとおりとする。</p>	<p>第3条 <u>一般職非常勤職員</u>の職として、次の表の左欄に掲げる職を設置し、その職務内容は、<u>右欄</u>のとおりとする。</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>職務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>離島児童生徒支援センター生活指導員</td> <td>沖縄県立離島児童生徒支援センターの舎室に入舎した生徒の生活指導、監督、生活相談及び健康管理並びに施設内外の巡視に関する補助的又は定型的な業務</td> </tr> <tr> <td>保健指導員</td> <td>職員の健康相談、保健指導等に関する補助的又は定型的な業務</td> </tr> <tr> <td>非常勤講師</td> <td>児童生徒の教科指導及びその指導に関する補</td> </tr> </tbody> </table>	職	職務内容	離島児童生徒支援センター生活指導員	沖縄県立離島児童生徒支援センターの舎室に入舎した生徒の生活指導、監督、生活相談及び健康管理並びに施設内外の巡視に関する補助的又は定型的な業務	保健指導員	職員の健康相談、保健指導等に関する補助的又は定型的な業務	非常勤講師	児童生徒の教科指導及びその指導に関する補	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>職務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>離島児童生徒支援センター生活指導員</td> <td>沖縄県立離島児童生徒支援センターの舎室に入舎した生徒の生活指導、監督、生活相談及び健康管理並びに施設内外の巡視に関する補助的又は定型的な業務</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職	職務内容	離島児童生徒支援センター生活指導員	沖縄県立離島児童生徒支援センターの舎室に入舎した生徒の生活指導、監督、生活相談及び健康管理並びに施設内外の巡視に関する補助的又は定型的な業務	(新設)		(新設)	
職	職務内容																
離島児童生徒支援センター生活指導員	沖縄県立離島児童生徒支援センターの舎室に入舎した生徒の生活指導、監督、生活相談及び健康管理並びに施設内外の巡視に関する補助的又は定型的な業務																
保健指導員	職員の健康相談、保健指導等に関する補助的又は定型的な業務																
非常勤講師	児童生徒の教科指導及びその指導に関する補																
職	職務内容																
離島児童生徒支援センター生活指導員	沖縄県立離島児童生徒支援センターの舎室に入舎した生徒の生活指導、監督、生活相談及び健康管理並びに施設内外の巡視に関する補助的又は定型的な業務																
(新設)																	
(新設)																	

	助的又は定型的な業務	
適応指導教室指導員	沖縄県適応指導教室における児童生徒の生活指導等に関する補助的又は定型的な業務	沖縄県適応指導教室における児童生徒の生活指導等に関する補助的又は定型的な業務
特別支援学校看護師	沖縄県立特別支援学校の特定の児童等に対する医療的ケア（たんの吸引、経管栄養、導尿その他医療的な生活援助行為をいう。）の実施及びその実施に関する補助的又は定型的な業務	(新設)
外国語指導助手	沖縄県立高等学校、沖縄県立特別支援学校及び沖縄県立中学校における語学指導等に関する補助的又は定型的な業務	(新設)
スクールカウンセラー	公認心理師等による児童生徒のカウンセリング、教職員及び保護者に対する助言及び援助等に関する補助的又は定型的な業務	(新設)
スクールカウンセラーに準ずる者	児童生徒のカウンセリング、教職員及び保護者に対する助言及び援助等に関する補助的又は定型的な業務	(新設)
スクールソーシャルワーカー	社会福祉士等による問題を抱えた児童生徒の環境改善及び保護者、教職員等に対する支援、相談等に関する補助的又は定型的な業務	スクールソーシャルワーカー 問題を抱えた児童生徒の環境改善及び保護者、教職員等に対する支援、相談等に関する補助的又は定型的な業務
スクールソーシャルワーカーに準ずる者	問題を抱えた児童生徒の環境改善及び保護者、教職員等に対する支援、相談等に関する補助的又は定型的な業務	(新設)
幼児教育アドバイザー	幼児教育に係る研修及び助言に関する補助的又は定型的な業務	(新設)